

各 位

一般社団法人石川県建築住宅センター

日頃より当センターの業務にご協力いただきありがとうございます。
令和2年4月1日より、輪島市、珠洲市、鳳珠郡の区域内の確認検査業務を
下記のとおり取り行うこととしますので、よろしくお願いたします。

記

1. 中間検査及び完了検査は行わないこととします。
2. 確認業務についても原則として行いません。
ただし、地理的要件などやむを得ないものについては、
確認しますが、検査業務は県土木事務所にて行うこと
になります。
3. これに伴い、確認申請書副本は従来より1通多く提出
していただきます。
4. なお、令和2年3月中に確認申請書を受け付けした物件
については、当センターで検査します。